

公 示

| | |
|---|-----|
| 指定整備事業者の行政処分について (株式会社新生オート飯能) | … 2 |
| 指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (有限会社小牧自動車整備工場) | … 3 |

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社新生オート飯能
代表取締役 浅原 直
埼玉県飯能市大字中居62番地2

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社新生オート飯能
埼玉県飯能市大字中居62番地2
認証番号 第4-3928号
指定番号 関東指第4-1772号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 5月15日 から
令和6年 5月24日 まで 10日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和6年 5月15日 から
令和6年 6月 3日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年5月15日

関東運輸局長 勝山 潔

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
有限会社小牧自動車整備工場
代表取締役 吉澤 一
栃木県宇都宮市若草4丁目15番16号
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
有限会社小牧自動車整備工場
栃木県宇都宮市若草4丁目15番16号
認証番号 第6-1049号
指定番号 東指第6-118号
4. 期 日
令和6年5月20日（月）13時00分
5. 場 所
関東運輸局 ヒアリングルームAB
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由
道路運送車両法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年5月10日

関東運輸局長
勝山 潔